

○国立大学法人筑波技術大学再入学規程

平成23年3月30日
規程第18号

国立大学法人筑波技術大学再入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第16条第5項の規定に基づき、学則第35条第1項又は第4項の規定により本学を卒業した者（以下「卒業した者」という。）及び学則第22条の規定により退学した者（以下「退学した者」という。）の再入学について、必要な事項を定めるものとする。

(再入学の時期)

第2条 再入学を志願できる者は、卒業した者にあつては学年の始めとし、退学した者にあつては学期の始めとする。

(再入学の制限)

第3条 再入学の制限については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卒業した者が志願できる学科・専攻は、原則として卒業した学科・専攻以外とする。
- (2) 退学した者が志願できる学科・専攻は、在籍していた学科・専攻とする。

(再入学の出願に係る書類)

第4条 再入学志願者（以下「志願者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。

- (1) 再入学願書
- (2) 検定料振込済証明書
- (3) その他学科・専攻において選考上必要とするもの

(出願の受理)

第5条 前条の出願書類等に不備がない場合は、出願を受理する。

(検定料)

第6条 志願者は、前条の出願に当たっては、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）第2条別表1に定める額の検定料を納付しなければならない。

(選考方法)

第7条 志願者の選考は、当該学科・専攻において教育研究上支障がないことを勘案して、第4条の規定により提出された書類及び卒業または退学前の在学中の成績、面接等の成績を総合的に判定して行う。

2 卒業または退学した日から起算して再入学を希望する時期までの期間が2年を超えている者の選考に当たっては、前号の規定に定めるもののほか、適性・能力に関する検査等を行うものとし、

その成績を含め、総合的に判定して行う。

(再入学等の決定)

第8条 再入学の可否及び再入学の年次は、当該学科・専攻の選考結果に基づき当該教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が決定する。

(修業年限)

第9条 卒業した者の修業年限は、学則第6条に規定する年数から当該者の属する年次の在学年数を控除した年数とする。

2 退学した者の修業年限は、退学前の在学期間を通算して、学則第6条に規定する修業年限とする。

(在学年限)

第10条 卒業した者の在学年限は、学則第7条に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年限を控除した年数とする。

2 退学した者の在学年限は、退学前の在学期間を通算して、学則第7条に規定する在学年限とする。

(授業科目及び単位数)

第11条 再入学した者（以下「再入学者」という。）に係る在学中に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに再入学後の履修計画については、教授会の議を経て当該学部長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 本学を退学した者の再入学の取扱要項（平成17年12月15日制定）は、廃止する。